

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則（平成二十五年東京都規則第四十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第五条まで（現行のとおり） （自転車貨物運送事業者の登録に係る基準）</p> <p>第六条（現行のとおり） 一から七まで（現行のとおり） 八 運送用自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を填補するため、 自転車損害賠償保険等に加入すること。</p> <p>九から十二まで（現行のとおり）</p> <p>第七条から第十三条まで（現行のとおり） （自転車貸付業者の登録に係る基準）</p> <p>第十四条（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり） 三 貸付用自転車の利用によって生じた他人（当該貸付用自転車の利用者を含む。）の生命、 身体又は財産の損害を填補するため、自転車損害賠償保険等に加入すること。</p> <p>四から六まで（現行のとおり）</p> <p>第十五条から第十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第十三号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五条まで（略） （自転車貨物運送事業者の登録に係る基準）</p> <p>第六条（略） 一から七まで（略） 八 運送用自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を填補するため、 自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置を講じること。</p> <p>九から十二まで（略）</p> <p>第七条から第十三条まで（略） （自転車貸付業者の登録に係る基準）</p> <p>第四条（略） 一及び二（略） 三 貸付用自転車の利用によって生じた他人（当該貸付用自転車の利用者を含む。）の生 命、身体又は財産の損害を填補するため、自転車損害賠償保険等への加入その他の必要 な措置を講じること。</p> <p>四から六まで（略）</p> <p>第十五条から第十九条まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第十三号様式まで（略）</p>